

「母親国民」と「非 - 国民」
——フィリピン人結婚移民女性の市民権と政治参加に関する
日韓比較研究

Mother Citizen and Non-Citizen:
Citizenship and Political Participation of Philippine Marriage Migrants
in Japan and South Korea

金 一珠 (宇都宮大学)

Ilju KIM (Utsunomiya University)

Summary

In Japan and Korea, international marriages have gradually increased, beginning in rural areas during the 1980s and 1990s. Local governments in both countries supported and promoted these marriages as a solution to the challenges of population decline and caregiving shortages in rural families. Despite this shared background, the paths through which marriage migrants have acquired and exercised membership in each country have diverged. This study examines the process (or lack thereof) of Filipina marriage migrants' acquisition of citizenship and political participation in both countries, focusing on their participatory citizenship. In particular, I pay attention to the normative citizenship ideals of the two countries as perceived by women, and how these ideals shape their participatory citizenship. This study contributes to the research on marriage migration in East Asia by illuminating the structured political agency of marriage migrants.

キーワード

結婚移民女性、市民権、政治参加、日本、韓国、比較研究

1 はじめに

国際結婚は、日韓両国で人口減少が顕著だった農村部を中心に、それぞれ1980年代、1990年代から徐々に増加した(Kamiya and Lee 2009)。その後、日本では大きな変動がなく、現在まで毎年全体の結婚の3~5%水準を維持している⁽¹⁾。韓国では1999年の結婚仲介業自由化により国際結婚が急増し、2000年代半ばに14%のピークを記録し、徐々に減少し、7~9%の水準を維持している⁽²⁾。両国の国際結婚と結婚移住は、農村地域の人口減少と介護労働の空白という問題を解決するための方策として、地方政府の積極的な支援と仲介業者の介入から始まったという共通点がある(Kamiya and Lee 2009; Lee 2008; Suzuki 2003)。それでは、その後両国に定住した結婚移民女性が受入国で社会の一員としてメンバーシップを獲得し、行使している様相はどうだろうか。本研究は、これまで移民政策に消極的であった日韓両国で例外的に移住と定住を奨励された集団が結婚移民女性であることに着目し、彼女らの参加的市民権行為(国籍取得と政治参加)を見ることで、結婚移民女性が認識している両国の市民権に関する理想的な規範と、それが女性の参加的市民権に与える影響を比較分析する。

2 背景と先行研究

両国で結婚移民女性の定住形態に影響を与えた移民統合政策は、韓国の場合は「国民としての統合」、日本の場合は「外国人住民としての統合」に要約することができる。両国とも2000年代半ばから多文化政策と言説形成が活発化し始めたが、韓国の政策議論の中心に結婚移民女性があったのに対し(Lee 2008)、日本の場合は特に結婚移民女性をターゲットにせず、一般的な「外国人」がその対象となったという特徴がある(Chung 2010; Kashiwazaki 2013)。

韓国政府の多文化政策は、主に「多文化家族」対象の政策を中心に行われた(Kim and Woo 2022)。韓国政府が2008年に制定した「多文化家族支援法」は、第1次「外国人政策基本計画」とともに多文化政策の根幹を成している。多文化家族支援法の目標は「多文化家族構成員が安定した家族生活を営み、社会構成員としての役割と責任を果たせるようにすることで、彼らの生活の質の向上と社会統合に寄与することを目的とする」と述べており、法令は「多文化家族」を「結婚移民と大韓民国国籍を取得した者で構成された家族」⁽³⁾と定義している。このような法的定義からも分かるように、韓国政府は移住労働者など他の移民に比べ、結婚移民を優先的な統合の対象としている。この法律に基づき、3年ごとに多文化家族の一般的な特性と経済活動などを把握する全国単位の実態調査が行われており、2006年から女性家族部傘下で「結婚移民者支援センター」「母親国民」と「非・国民」

ー」という名前で運営されていた支援機関が、現在は「健康家庭多文化家族支援センター」に名称を変更し、全国 226 ヶ所で運営されている。これらのセンターを中心に、生活情報の提供や韓国語、職業、家族教育などの教育支援、家族や法律などに関する相談支援、家庭内暴力被害者保護、出産健康管理及び保育支援など、結婚移民女性及び家族に特化したプログラムを実施している。

一方、日本政府の多文化政策は、特定の集団ではなく、一般的な「外国人住民」をターゲットにしている。日本政府が 2006 年に発表した「地域における多文化共生推進プラン」の趣旨は「日系南米人等の外国人住民の増加を背景に、従来の「国際交流」や「国際協力」に加え、「地域における多文化共生」の推進が必要」であり、外国人住民を対象としたコミュニケーションや生活支援、自立と社会参加のための地域づくりなどが主な内容である⁽⁴⁾。2020 年改訂版では、外国人住民の増加や多国籍化、特定技能という新たな在留資格の創設、デジタル化などの変化に合わせて、多様性と包摂性の社会実現を目指し、従来のプランを改訂する必要があることを説明している。特に「地域活性化の促進やグローバル化への対応」の項目が施策に新たに追加され、これに関連して留学生の地域における就職促進という言及があるが、プランの全体的な基調は 2006 年の初版発表時と同様、幅広い「外国人住民」を対象とした総合的なコミュニケーションや生活支援が中心となっている。政府の多文化プランのニーズに合わせ、各市町村は主に公益財団法人に委託して国際交流センターを運営し、日本語教育、相談、コミュニケーション支援、文化交流などを行っている。韓国の健康家庭多文化家族支援センターが「家族」を支援対象として、結婚移民女性たちの韓国家族への統合と子どもの養育など、妻、嫁、母としての役割の支援に焦点を当てていること (Kim 2013) と対照的なところである。

両国の多文化政策のこのような異なるアプローチは、結婚移民女性の相反する統合の様相にも影響を与えたと考えられる。韓国の結婚移民女性は、エスニック化された母性市民権 (ethnicized maternal citizenship)⁽⁵⁾ に代表されるように、韓国人の子どもを養育する母親として、韓国社会の「母親国民」として統合される様相を見せる (Kim 2013; Choo 2016)。日本の場合は、前述したように、「地域の外国人住民」として統合されるローカル市民権の磁場の中にいるといえるだろう (Pak 2006; Han 2004)。

これまで日韓両国の異なる移民統合の様相を体系的に説明する研究は稀であった。その点、Chung (2020) の *Immigrant incorporation in East Asian democracies* は、韓国、日本、台湾 3 国の移民統合政策を、各国の国家発展のための市民動員とマイノリティ統合の歴史という文脈で体系的に比較分析している重要な試みである。Chung

(2020)によると、日本と韓国が移民統合政策において、それぞれローカル市民権が中心となる「多文化共生 (Multicultural coexistence)」と結婚移民女性優先の「階層的
多文化主義 (Hierarchical Multiculturalism)」に分かれたのは、両国の異なるシビッ
ク・レガシー (civic legacies) の影響によるものである。つまり、両国でマイノリティグ
ループの民主的な包摂のための以前の闘争で蓄積されたアイデア、ネットワーク、戦略が、
移民統合のための市民社会アクターの国家に対する主張や大衆の動員、ネットワーク構
築にも影響を与えたということである。具体的には、韓国の場合、1980年代と1990年
代に続いた民主化闘争、特に女性運動の伝統という基盤の上に、フェミニスト活動家と
人権団体が中心となって、結婚移民女性とその子どもたちのための国家レベルの統合政
策を用意するよう中央政府に効果的に圧力をかけたということである。

一方、日本の場合は、1970年代から在日韓国人を中心に帰化による同化に抵抗し、
「非 - 国民」として労働市場での差別是正や年金などの社会保障制度へのアクセスを求
める人権保障運動が活発だった。この伝統が90年代まで続く中、90年代初頭から日
本の外国人人口が急増し、彼らを最前線で受け入れる外国人が集中する都市を中心
に「外国人も地域の市民」として認め、統合する「ローカル市民権」の議論が浮上した
のである。2006年に総務省が発表した「多文化共生推進プラン」も、各自自治体のプロ
グラム策定を促す形で、国家レベルでの統合的な議論は欠落している (Kashiwazaki
2013, 42)。しかし、地方自治体の各種サービスにアクセスする権利を法的な市民権か
ら分離したこのような動きは、Kashiwazaki (2013) が指摘するように、移民を日本国民
ではなく「外国人」として日本社会に統合する動きを強化し、「外国人」と「日本人」の
二項対立的な断層線をさらに強固にする結果をもたらした (Chung 2020)。こうした中、
Suzuki (2017) は、フィリピン人結婚移民女性たちがフィリピンと日本の両国において、
法的にも実質的にも部分的な市民権しか享受できていないことを指摘する。

Chung (2020) の比較研究は、両国の制度的差異をはじめとする結婚移民女性たち
の異なる統合パターンを説明できるという点で意義がある。本論文は、両国の制度的差
異に焦点を当てるのではなく、このように異なる政策の場の中で実際に結婚移民女性た
ちがどのように市民権を経験するかを比較分析しようとする。本研究は特に、市民権の
様々な要素——法的地位、権利、政治参加、帰属感 (Bloemraad et al. 2008) ——
のうち、参加的要素に注目し、女性たちの市民権の主張過程 (またはその過程の欠如)
と政治参加のパターンを見てみたい。過去20年間、東アジアの結婚移住パターンと女
性の形式的・実質的な市民権に関する研究は行われてきたが (Kim 2013, Choo 2016,
Kim and Vang 2020; Suzuki 2017)、移民女性を政治的行為者として照らし出す研究
「母親国民」と「非 - 国民」

はまだ不足している。また、これまで移民の政治参加、特に投票行為に関する研究は、すでにエスニックコミュニティが形成されている北米の伝統的な移民地でエスニック団体の動員力に焦点を当ててきた (Bloemraad 2006)。このような分析枠組みは、労働移民が非常に限定的に行われ、定住可能な移民が高度熟練専門職労働者や結婚移民女性、朝鮮族、在日韓国人、日系ブラジル人など、異なる時期と歴史を持つ集団に断片化されている韓国と日本の場合に適用するのは容易ではない。本研究は、特に移民女性たちが認識している市民権に関する理想的な規範に注目し、その規範が移民女性たちの市民権主張と政治参加にどのような影響を与えるかを検討する。したがって、本研究のリサーチクエストは以下の通りである：

日本と韓国でフィリピン人結婚移民女性の参与的市民権はどのように行われているのか。韓国と日本のフィリピン人結婚移民女性はどのように市民権を主張しているのか。彼女たちの政治参加の様相はどうか。結婚移民女性の両国家族への編入という側面で、女性の市民権主張と政治参加は両国の家父長的世帯主義にどのような影響を受け、また影響を与えるのか。

本研究は、特に市民権を権利主張 (claims-making) としてアプローチした Bloemraad (2018) の概念化に基づき、参加的市民権を定義する。Bloemraad は、市民権を「政治的組織体、人々、そして制度 (institutions) に対するメンバーシップを主張し、[その社会の] 市民権に対する特定の規範的理解の枠組みの中で認定される過程」(2018, 6) と定義している。市民権に対するこのような過程的・関係的なアプローチは、国家が望ましい個人に付与する法的地位や権利としてアプローチするよりも、市民権を主張する側の行為者性を考慮し、ダイナミックなプロセスを捉えることができる点、同時に権利主張 (claims-making) とその社会の市民権に関する規範的理解との関係性も考慮し、移民の行為者性がホスト社会の文脈の中で発揮される様相 (structured agency) も捉えることができるという利点がある。女性の政治参加も、このような権利主張 (claims-making) の延長線上にあると考えられる。

また、単に政治参加パターンを比較することからさらに進んで、それぞれのパターンが彼らの参加的市民権に与える含意は何であるかを調べるために、Tilly のカテゴリー的不平等概念 (categorical inequality) を組み合わせて、女性の政治参加パターンが国民と非 - 国民というカテゴリーをどのように緩和または強化するかを見てみたい。Tilly (1998) は、女性 / 男性、貴族 / 平民、市民 / 外国人のようにはっきりと区別されるペア (pair) に注目し、これらのカテゴリーが長期的に持続する不平等を引き起こすメカニズムを明らかにしようとした。彼が明らかにした4つのメカニズムは、搾取、機会の

占有、模倣と適応であり、本研究では特に搾取の被害者が日常化された相互作用を通じて不平等を再生産または強化する過程である「適応」に注目する。

3 研究方法

本研究は、日本と韓国に居住するフィリピン人結婚移民女性を対象とした深層面接を主なデータとして使用する。著者は韓国で2014年5月から2019年8月まで89人のフィリピン人結婚移民女性にインタビューを行い、日本で2021年3月から2022年2月まで17人にインタビューを行った。参加者の募集は主にスノーボール・サンプリングを使用し、サンプルの多様性を確保するため、韓国では健康家族多文化支援センターやフィリピン大使館などを通じて、日本ではフィリピン人結婚移民女性が定期的に通っているカトリック教会を通じて募集した。

韓国の参加者の平均年齢は38歳（最年少23歳～最高齢56歳）、韓国での平均居住期間は11年であった。参加者の66%がフィリピンで大学を卒業していた。日本の参加者の平均年齢は52歳（最年少35歳～最高齢72歳）で、韓国より10年ほど早く始まった国際結婚の傾向を反映して、韓国に比べて平均年齢が高く、平均居住期間も26年と長かった。日本の参加者は94%がフィリピンで大学を卒業しており、日本側のサンプル数が比較的少なく、多様性が低い本研究の限界を示しているといえる。

インタビューは、参加者の自宅、カフェ、教会など参加者が希望する場所で、短くても1時間、長くても5時間（平均2時間）かけて行われた。インタビュー内容は、移住と結婚の過程、在留資格の変化、労働やその他の社会的活動、投票などの政治的活動など、移住と定住、生活全般を幅広くカバーした。インタビューは、録音に同意しなかった日本側の参加者1名を除き、すべて録音・文字起こしし、録音できなかったインタビューは、インタビュー中にできるだけ詳細にメモを取るよう努めた。インタビューデータは、両国のフィリピン人結婚移民女性が考える規範的な市民像とは何か、それに基づきどのような形のメンバーシップを主張しているかに注目して分析した。さらに、参加的市民権の重要な実践様相である投票パターンを比較分析した。韓国側の参加者とのインタビューは英語と韓国語で、日本側の参加者とのインタビューは英語と日本語で行われた。

4 研究結果

韓国のフィリピン人結婚移民女性研究参加者のほとんどが、韓国の家族、地域社会の構成員、先に来たフィリピン人結婚移民女性などとの相互作用を通じて韓国国籍を取「母親国民」と「非・国民」

得することを、社会が期待する韓国社会定着の最終段階として認識していた。参加者の74%程度が韓国国籍をすでに取得しており(89人中66人)、国籍を取得していない参加者もほとんどが帰化手続きを行っている、または行う予定であった。帰化ではなく永住権取得を選択した結婚移民女性は少数だった(4人)。永住権を選択した40代前半のTheaは、なぜ帰化しなかったのかという質問に、帰化が当然の手続きとして認識されていることを批判的に指摘した:「韓国人と結婚したら、韓国人になるべきだという偏見や理解がある。」(2014年9月25日)⁽⁶⁾Theaの指摘は、結婚移民女性たちは韓国国民になることを定着の当然の手順と考える社会雰囲気の中で生活していることを示している。

一方、日本在住のフィリピン人結婚移民女性研究参加者の場合、日本国籍を取得したケースは非常に少なく(17人中2人)、就労ビザを所持していたり(2人)、結婚期間が10年以下の場合(2人)を除き、ほとんどが(11人)永住資格を持っていた。これらは主に、配偶者ビザの更新時に入国管理官から「永住資格を申請できる」と言われ、永住権を申請したケースがほとんどだった。女性は主に入出国管理官との相互作用の中で、市民権ではなく永住権を取得するよう促されていることがわかる。少数の女性が日本国籍取得手続きを進めていたが、概ね日本社会への定着の最終段階を永住権取得と認識していた。

(1) 市民権の規範的理解と市民権の主張

では、女性たちは市民権についてどのような規範的理解に基づいて市民権を主張しているのか、あるいは主張していないのか。つまり、何を望ましい市民の条件として認識しており、その条件に自分が近いか遠いかを考えているのだろうか。本章では、国籍取得のための法的かつ手続的な要件に対する女性たちの理解に加え、平等な市民としての資格が認められて国籍取得手続きを可能にする非公式かつ実質的な要件に対する理解を見て、それによる市民権主張のパターンを分析する。

具体的な事例に入る前に、法的な国籍取得要件を見ると、一見両国に大きな違いはないように見えるが(次頁表1)、韓国の場合、2004年の国籍法改正により、配偶者の死亡、失踪、結婚移民女性の法的責任のない離婚などの理由で居住要件を満たせなかったり、未成年者を養育していたり、妊娠している場合は例外を認めているという大きな違いがある。参加者の中で実際に例外を認められたケースはなかったが、このように女性の結婚状態維持要件においてはるかに柔軟で受容的な韓国の法的要件が女性の市民権主張にも影響を与えたと推測できる。

国民の配偶者簡易帰化要件	
日本	韓国
3年以上居住または婚姻して3年が経過し、1年以上居住	2年以上居住または結婚して3年経過し、1年以上居住している者 婚姻及び居住要件を満たさなかったが、配偶者の死亡、失踪、又は自分に責任のない事由で婚姻生活を維持できなかった人のうち、法務大臣が相当であると認める人 要件を満たせなかったが、配偶者と婚姻に基づいて生まれた未成年者を養育している又は養育すべき者で、法務大臣が相当であると認める者

表1 日韓両国の簡易帰化要件

出典：日本国籍法第七条⁽⁷⁾、韓国国籍法第六条⁽⁸⁾。

韓国：

韓国に居住するフィリピン人結婚移民女性たちは、韓国人の子どもを産み育て、韓国家族と民族の再生産に貢献することを、法的かつ実質的な市民権取得の条件として認識していた。つまり、研究に参加したほとんどの女性が、国籍取得手続きを踏むために必要な夫や夫の家族の協力を引き出すために、そして国籍取得のための口頭面接などの法的な手続きを経ながら、市民としての地位を獲得する上で有利・不利を分ける決定的な条件として、(韓国国籍の) 子どもの有無を挙げていた。資産の有無や韓国語能力、面接に合格するための社会文化常識なども時折言及されたが、決定的な要因とは認識されていなかった。2008年に結婚して韓国に来た30代前半のKateは、娘を出産した後、すぐに国籍取得手続きをした理由をこう説明する。

韓国で国籍を申請する時は、赤ちゃんがいる方が有利です。なぜなら出入国管理官が子どもがいるか尋ねるだろうし、いると答えればポイントをもっと得ることができる。子どもがいれば韓国に家族を作ったということであり、出入国管理官は審査する時にこれを考慮します。

Kateの話は、女性たちが国籍取得の過程で出入国管理官との対話を通じて、国籍取得の関門である口頭面接をスムーズに通過するためには、結婚による家族の形成だけでなく、子どもを産んで「家族を作ること」が重要であると認識していることを示している。もちろん、韓国国籍の子どもを産んで育てているからといって、面接通過が保証されているわけではない。しかし、韓国国籍の子どもを出産・養育している場合、在留延長が容易になり、帰化審査期間も短縮される(Kim 2019)。そのため、参加者の中に「母親国民」と「非・国民」

は、婚姻帰化申請要件を満たしたにもかかわらず、子どもが生まれるまで何年も待つケースもあった。7年間待ったが子どもが生まれず、子どもがいない状態で国籍取得手続きを行った30代半ばのGennieは、正常な結婚生活を送っていることを試される非常に厳しい面接を受けなければならなかった。面接に夫と一緒に出席し、それぞれ別の場所でお互いの結婚生活に関連する些細な日常、すなわち、寝室で寝る布団の色は何色か、義母の誕生日はいつか、誕生日プレゼントに何をもらったかなどについて質問された。このような面接方法は、出入国管理局が国籍申請の時点で子どもがいる家庭を正常な家庭として、子どもがいない結婚移民者を潜在的な偽装結婚者として想定していることを示している。

KateやGennieをはじめとする結婚移民女性たちが、主に正式な帰化の手続きで子どもの出産と養育の重要性を認識するようになったのに対し、他の女性たちは、帰化申請に不可欠な夫など家族の協力を得るために子どもの出産が前提条件となった経験を語る。3児の母で40代前半のCheskaの義母は、「国籍を作って逃げた」同じ村のフィリピン人結婚移民女性の事例を挙げ、Cheskaの国籍申請を阻止した。そんな義母を、当時Cheskaが通っていた教会のシスターと神父が毎日電話で説得したという。説得の根拠は、Cheskaが2人の子どもの母親であることだった。

聖堂の修道女と神父が毎日電話しました。早く早く[国籍]申請しないと。赤ちゃんがもう2人だから早くしないと。[入管に]連れて行ってくださいって。(2014年7月2日)

結婚してから1年間子どもができなかったAbbyは、「帰化」と「出産」の密接な関係を日常で体得することになる。

赤ちゃんが産めないから、[通っていた教会の]牧師さんが夫に国籍を与えるべきではないって。なぜなら、国籍を与えると逃げるといような話だから。(2014年6月26日)

1年後、Abbyが最初の娘を出産したとき、Abbyの外出を制限し、パスポートを隠すなど統制が強かった夫は、Abbyの帰化申請を「してくれた」。

赤ちゃんの父親が、「赤ちゃんを産んだんだから、それくらいはやってあげるよ」と。

いや、国籍と「赤ちゃん」何の関係があるんだ、むしろお金をくれよ。(2014年6月26日)

Abbyはこのような夫とのやりとりを通して、市民の地位獲得のために実質的に要求されるのは子どもの出産であることに気づく。

日本：

一方、日本に住むフィリピン人結婚移民女性たちは、日本国籍取得のための法的・実質的な条件として、納税と日本語能力を最も重要な要件として挙げた。観光ビザで入国し、結婚するまで10年間非正規滞在者としてクラブで働いていた後、2007年に日本国籍を取得した50代半ばのAmandaは、納税能力に加え、自分が健常者であったことが国籍取得を可能にしたと説明する。

1番ね、1番あの必要なのは、日本人になりたいんだったら、税金をちゃんと払ってる。ちゃんと払ってる、悪いことしてない、警察に悪いイメージがない。あとは健康、手、足もあるしみたいなの。それは負担かからないから、日本にね、自分が。手足、全部あるよ。Healthy、税金、犯罪なし、だと思ふ。だって多分「もし私が」disabled(=障がい者) だったら「国籍」もらえないんじゃない、と思ふから。(2022年1月23日)

納税を強調するAmandaや他の女性たちの話からわかるのは、彼らが労働と納税で日本政府に生産的な貢献をし、経済的に自立し、福祉給付に頼らず、国家財政に負担をかけないことを規範的な国籍取得の条件として認識していることである。

このように納税という公式的な記録が強調される背景には、Amandaをはじめとする少なからぬ参加者(17人中5人)が興行ビザや観光ビザなどで入国し、ビザ期間を超えて非正規滞在者として長期間非公式な経済活動を続けた経験が部分的に影響していると考えられる。彼らは2010年ごろから日本政府の「不法」滞在者に対する取り締まりが厳しくなり、いわゆる「オーバーステイ」として滞在が困難になった経験を共有していた。数年前に日本人と結婚するまで30年近く非正規滞在者として家事労働者、包装工場、ホテルなどで働き、入国管理局に6カ月間収容されたFloraは、収容所で帰国を迫られたことをこう振り返る。

[収容所で出入国管理官が] いつも呼んで[あなたの国に] 帰れと言いました。「日本で君はどんな権利もない。君はオーバーステイだ。税金を納めていないから出なければならない、君の存在は重い。」税金を納めないのに[収容所で] ご飯を食べさせて電気も使うから日本に負担になるということです。

Flora は、入国管理局の管理官との相互作用を通して、日本に定住する権利は、納税の義務を果たすこと、日本政府に負担をかけないことが前提であることに気づく。Amanda も Flora も、「不法滞在者」を取り締まる日本政府の法執行力を自ら体験し、「税金を払わない存在」を権利を持つ正当な市民の対極に位置づけることになる。

日本語能力は国籍を取得するための手続き的要件の一つであるが、多くの研究参加者は、望ましい市民として認められるための実質的な要件としても認識していた。韓国の結婚移民女性たちが、韓国語能力試験の点数の取得や口頭試問で韓国語で答えられる能力を手続き上必要な要件として挙げる一方で、なかなか日常生活と結びつけて言及しないのとは対照的であった。特に、多くの女性は、「まともな日本語」ができない「二級市民」であるため、国籍を申請するのが難しいという意見を述べていた。日本語能力を欠く「二級市民」という考えは、生産的な貢献という望ましい市民像から自分が離れているという認識につながっていた。彼らは労働市場において、言語的な制約で「一人前」を果たせないと感じていた。Maya は結婚後 12 年間子育てに専念し、初めて仕事を探す際、自分は「まともな日本語」ができないと思い、自宅近くのホテルのトイレ掃除を志願した。日本国籍の取得について話していた Maya はこう語る。

私の一つのポイントは、なぜ漢字をまともに読めなかったり、文章をまともに読めなかったりするのに国籍を変えるかということです。なぜなら、[もし私が] 日本の会社で働いていて、「これをやって」という手紙をもらおうと、そこに何が書かれているのか理解できないかもしれないからです。(2022 年 1 月 18 日)

Maya は、ホテルの宴会場での給仕から始まり、航空会社やコンビニエンスストアなどでひたすらパートタイムで働いてきたが、「日本の会社」で難しい漢字が読めなくて自分の役割を果たせない状況を想像し、国籍申請を躊躇していた。Maya をはじめとする女性たちは、ほとんどがパートタイムまたはフルタイムで長年働いてきたが、「まともな日本語」の能力が不足しているため、生産力を 100% 発揮できない「二級市民」であり、国籍取得のためのテストには合格できても、日本市民として同等の資格を得るための実

質的な要件を満たしていないと感じていた。

日本でも韓国のように帰化申請をする過程で、書類作成や面接などで夫の協力が必須であったが、韓国とは異なり、この過程で子どもの有無は、女性が夫の協力を引き出す要素として取り上げられなかった。Maya はすでに成人した3人の子どもの母親で、日本語能力を心配しながらも一度試してみようという気持ちで過去10年間で2度国籍取得を試みたが、夫の協力が得られず失敗した。数年前の2度目の試みで、Maya は一人で法務局を訪れ、帰化申請に必要なすべての手続きを確認し、法務局の担当者から手続きを進めてもよいという確認も受けたが、彼女の国籍取得に懐疑的な夫の反応に、今回も申請を断念した。

私は法務局に行き、全てサインをして、「あなたは日本語がとても上手だから、あなたは問題ない。あなたの名字は田中で、あなたには日本人の夫がいるので、税金[記録]を提出するように言ってください。」だから私は彼[夫]にもう一度尋ねた。それから、彼は私に「なぜあなたは急いでいるの」と言いました。だから私は彼に「分かった、終わった」と言った。私はもうそれ[国籍申請への協力]を要求しません。
(2022年1月18日)

Maya が3人の日本人の子どもを出産し、育てていることは、このすべての過程で法務局と夫、そして Maya にとって国籍申請のための主要な条件ではなかった。法務省が Maya が帰化申請に適していると判断した理由は、Maya の流暢な日本語能力と日本人の配偶者であることであり、要求された主な書類は夫の納税記録であった。

このように、日本でフィリピン人結婚移民女性は、法的に、また実質的に日本国民になる道について、再生産的な貢献ではなく、生産的な貢献を想定されていることがわかり、ほとんどの参加者は、このような規範的理想から自分自身が離れていると感じていた。これとは対照的に、韓国のフィリピン人結婚移民女性は、出産を通じた再生産的な貢献を通じて、実質的に、また法的に要求される望ましい国民としての地位を達成したと認識していた。両国の結婚移民女性の市民権に関するこのような相反する規範的な認識が、対照的な国籍取得パターンを生み出したといえるだろう。

(2) 政治参加パターン

日韓両国のフィリピン人結婚移民女性の政治参加パターンは、両社会でどのような形のメンバーシップを獲得しているかによって、異なる様相を示した。韓国のフィリピン人「母親国民」と「非 - 国民」

結婚移民女性たちは、いわば「母親国民」であり「韓国人の妻」として、さらに「多文化市民」として韓国の選挙政治に積極的に参加していた。一方、大多数の日本のフィリピン人結婚移民女性は、「フィリピン国民」としてフィリピンの政治に参加しているか、あるいはどちらにも参加していない場合が多かった。

韓国：

フィリピン人結婚移民として2012年に初の帰化国会議員に当選したイ・ジャスミンの事例は、韓国で結婚移民女性が国民として公式的な政治的意思決定過程に統合されていることを示唆する象徴的な出来事だった。イ・ジャスミン前議員の当選数年前から、韓国の政党は積極的に結婚移民女性を比例代表候補として迎え入れ、「多文化主義」というアジェンダを掲げ、結婚移民女性及びいわゆる多文化家族の票を狙い始めた(Kim 2022)。選挙キャンペーン期間には、各地域の多文化家族支援センターで結婚移民女性を対象に投票の仕方や投票の重要性を教育する模擬選挙教育が行われる。このような社会的背景の中で、韓国側のフィリピン人結婚移民女性のうち、国籍を取得したり、永住権取得後3年が経過して地方選挙の投票が可能な女性は、ほとんどが韓国の選挙に投票していた。これらの参加者の半数以上が、最初は夫や義両親など韓国家族の候補者選択に依存するパターンを示した(Kim and Vang 2022)。新しく市民になった彼らが政治的無知を補うために認知的な近道を選択したと見ることもできるが(Lau and Redlawsk 2001, 953)、もっと詳しく見ると、彼らが民族的な他者であり女性として家父長制的な韓国家族の一員になることで市民になった背景があることがわかる。2000年に帰化して以来、夫の投票選択に従ってきた40代後半のNicoleはこう語る。

夫の原則に従って候補者を選ぶことは、私の選択であり決断です。私は今は韓国国籍ですが、韓国人として生まれたわけではありません。しかし、夫は永遠に真の韓国市民(authentic citizen of Korea)です。彼は韓国人仲間のことを私よりよく知っている。(2014年10月29日)

20年近く韓国に住み、義父を亡くなるまで看病し、「韓国の習慣に従って」子どもも1人しか産まなかったNicoleは、それでも自分自身を「真の韓国人」とは思っておらず、韓国の政治過程に参加するためには自分が夫よりも無知であると感じていた。Nicoleをはじめ、韓国家族の投票決定に従った参加者たちは、彼らと韓国家族が法的に平等な権利と義務を持つ国民として投票権を行使できることを理解していた。しかし同時

に、彼らは帰化した市民である自分と土着の市民である夫や義父母との間に、カテゴリー的な区分と位階を想定しており、投票行為はこの位階を日常的に再生産する一つの家族イベントとして機能していることがわかった。

しかし、このように依存的に投票していた女性の一部は、地域でフィリピンコミュニティの組織化活動などに参加しながら、独立して投票をするようになった。彼らはコミュニティ活動を通じて地域社会への理解や政治家との接触を増やし、「家族の一員」ではなく「多文化市民」としてのアイデンティティを高め、これまで依存的な投票行為で表象されていた自分たちの家族の中での、韓国社会における劣等な地位に挑戦する姿を見せた。2014年に市議会議員選挙の候補者になるための選挙に参加した Bernadette は、選挙への出馬を決意した理由をこう説明した。

誇らしいお母さん、ただの多文化お母さんではなく、韓国の市民、そんな example を見せたくて [選挙に] 出ました。……今、厳しい生活を送っている多文化に少しでも希望と勇気を与えたい。……私たちが毎日フィリピン人、外国人と見ないで、新しい文化、そう表現してほしいです。ただ私たちは同じ人で同じ民族で、ただ私たちがどこで新しい文化を学んで [韓国に] 入ってきた、そう受け入れてくれればいいと思う。(2014年5月12日)

Bernadette の説明は、彼女が選挙出馬を通じて、韓国人と外国人、韓国人とフィリピン人というカテゴリー的な区分が韓国社会全般に強固に適用されたり、結婚移民女性自身の内面化によって再生産されたりすることにブレーキをかけようとしたことを示している。異なる文化的背景を持つが、同じ民族であり市民として認められることを求めることで、法的には同じ市民でありながら実質的に存在しているカテゴリー的な不平等に抵抗しているのである。しかし、彼女はまたこう付け加える。

韓国人はいつも私たちが無能で弱く見ますが、その考えを本当に変えたいです。私たちはつまらない存在かもしれませんが、韓国社会に大きな力になっています。韓国の女性は子供を産みませんが、私たちは多ければ3人まで産みます。私たちは新しい世代を通じて韓国を救済することができます。なぜなら韓国の人口は毎年減っているからです。韓国人は私たちに感謝しなければなりません。(2014年5月12日)

このように、3人の子供の母親である Bernadette は、韓国社会で平等なメンバーとして「母親国民」と「非 - 国民」

て扱われることを求める根拠として、結婚移民女性たちの韓国社会への再生産的貢献を語る。結婚移民女性たちの再生産的貢献を前提とした政治参加の様相は、帰化した国民と土着国民の間の範疇的区分には挑戦するが、結局は再生産的貢献という、韓国市民権の規範的な定義を再生産していると見ることができる。

日本：

日本のフィリピン人女性の場合、在外投票を通じてフィリピンの選挙に参加するトランスナショナルな政治参加の様相が顕著であった。国籍を取得したごく少数の参加者が日本の選挙に参加していたが、ほとんどの参加者が国籍を持たない状況や、日本のフィリピン人コミュニティでの選挙動員活動が母国に向けたものであったことなどの影響により、ホスト国の公式な政治的意思決定プロセスに参加する様子は見られなかった。

2022年のフィリピン大統領選挙を数ヶ月後に控えたある週末、来日25年目の50代前半のChristineは、高尾山の山頂に登り、フィリピン大統領選挙に立候補した候補者を応援する横断幕を掲げた。Christineはこの様子を撮影した写真を、自身の運営するソーシャルネットワークサービス上の候補者サポートグループに掲載した。日本生活40年目を迎えた70代前半のRosieも、六本木で行われたキャンペーンに、その候補を象徴するピンク色のTシャツを着て参加した。インタビュー中、Rosieは候補者の生い立ちや経歴について非常に詳しく、長く説明してくれた。著者がフィリピンの政治に積極的な理由を尋ねると、「フィリピンは発展途上国なので政治がとても重要で、現大統領は汚職など非常に問題が多い。私たちは変化を望んでいる」（2022年1月17日）と説明した。Rosieは地域の国際交流センターで活発に活動し、日本人とフィリピン人コミュニティの交流を促進する活動をしてきたが、韓国のフィリピン人結婚移民女性のように家族やコミュニティのメンバーからの積極的な政治的動員にはつながっていなかった。これは一見、日本で永住者は選挙権がないため自然な現象とも考えられるが、もう少し詳しく見ると、日本社会にしっかりと定着した日本人と外国人のカテゴリー的な区分、そしてそれぞれの立場にふさわしい役割についての規範的な理解があることがわかる。50代前半のJustineは、Rosieと同様に地域の国際交流センターで活発に活動し、長い間フィリピン人研修生のための教育と通訳活動を行ってきた。Justineに、韓国のフィリピン人結婚移民女性たちは韓国の家族内の不平等な性別分業について批判的であることを話すと、彼女は、家事労働は当然自分の分担であると語り、躊躇することなく話を社会変化に関する議論に広げていった。

要求しすぎて同等の権利があると考え、私たちの役割と私たちが誰なのかについて忘れてしまいます。搾取されたり虐待されたりしない以上、私たちはこの国の文化に従わなければなりません。私たちが変えようとする、「あなたは誰なの？ 君の国に戻って」という話を聞くかもしれません。外国人としてまず私たちは受け入れ、適応し、それから自らの基準と限界を決めればいいのです。(2021年12月16日)

Justine は、自分が外国人であるという明確な自覚のもと、外国人として自分なりの原則を立てるのはいいが、日本の社会や文化を変える資格は自分にはないと強調する。Justine は「外国人として自己憐憫モードや被害者意識 (victim mentality) に陥ったり、自分がとても小さな存在であるかのように感じやすいので、社会活動はとても重要」と強調するが、Bernadette とは異なり、こうした活動が日本の政治への関心や政治家との接触、日本社会における自分の地位を向上させようとする努力にはつながっていない。

一方、Justine はフィリピンで行われる選挙に在外投票で欠かさず参加し、地方選挙の際には直接故郷に帰って参加するほど熱心だ。彼女は 20 年以上住んでいる日本で投票権がないことについて、「私の祖国で投票できるので、日本で投票できるかどうかはまったく重要ではありません」と語る。Justine をはじめとする女性たちが、投票という形での政治的意思決定から法的に排除されている状況に加え、自ら自分の役割を外国人としての順応的で受動的な役割に限定するこうした政治参加パターンは、日本人と外国人という階層的なカテゴリーを強固に再生産することに寄与しているといえるだろう。

5 考察

本研究は、日本と韓国のフィリピン人結婚移民女性たちの異なる参加的市民権・市民権主張と政治参加・パターンを検討し、市民権に関する規範的な理想がどのようにこれらのパターンを形成し、参加的市民権パターンが再び規範的な理想をどのように強化し、再生産するかを比較分析した。つまり、韓国のフィリピン人結婚移民女性たちは、韓国の家族の一員として再生産的貢献を韓国社会が期待する望ましい市民の姿として認識し、この理想に基づいて国籍を取得し、韓国の政治過程に積極的に声を上げたが、その過程で再生産的貢献という市民権規範を強化していた。一方、日本のフィリピン人結婚移民女性たちは、100% 生産力を発揮し国家財政に税金を通じて貢献する生産的貢献を、日本社会が期待する理想的な市民の姿として考え、この理想から排除された存在として、女性たちは市民権を主張せず、日本の政治よりもフィリピンの政治過程に積極的に結合しながら、日本社会内での「市民」と「非市民」の境界を強化する結果を生み出していた。

結果として、結婚移民女性たちは参加的市民権を通じて部分的にカテゴリー的不平等に挑戦していたが(帰化した韓国人 vs. 土着の韓国人)、両国でそれぞれ生産的貢献と再生産的貢献という規範的市民権の定義とそれに伴う国民と非-国民の間の断層線がさらに強固になっていることが見られた。また、この過程で韓国の結婚移民女性は、韓国の家父長制的家族制度に積極的に包摂され、家族の再生産に貢献する「母親国民」としてのメンバーシップ獲得と参加という、非常に狭い市民権獲得の道しか認められていなかった。日本の結婚移民女性は、出産や育児、労働を通じて再生産的、生産的に日本社会に貢献しているにもかかわらず、「フルタイムで仕事に専念する男性家父長制」という市民的規範に覆い隠され、法的、実質的に平等な市民としての地位獲得から排除されていた。

以上の議論を踏まえ、両国における結婚移民女性の社会的・政治的包摂を促進するためのいくつかの政策的提案を行い、議論を締めくくりたい。まず、日本に居住しているほとんどの結婚移民女性が長期間居住して永住権を持っていることを考慮すれば、永住権のある外国人が地域の政治的意思決定過程に参加できるよう投票権を付与する方法があるだろう。研究結果からわかるように法と政策は、誰が権利を持つ存在かを決定する実質的かつ象徴的な力を発揮する。法的に権利を与えられる時、結婚移民女性自ら自分を日本の地域社会の政治的行為者として位置づけられるだろうし、また地域社会の構成員および政治家たちも移民女性を投票権を持った存在として政治的に動員しようとする試みるのではないだろうか。

同様の文脈で、結婚移民女性に二重国籍を認める方法も考えられる。研究参加者の一部は前述の理由に加え、フィリピン国籍を放棄しなければならないため、日本国籍取得をためらう場合も珍しくなかった。二重国籍を許可すれば本来国籍を喪失する負担なく日本国籍を取得できるという実質的な側面に加え、日本政府の統合に対する積極的な意志を示す効果があると思う。これに伴い、二重国籍の許可は移民女性たちが市民権者として政治的に参加し、また動員される最初の一步になると思う。

最後に、結婚移民女性を家父長的世代の従属的な構成員ではなく、ニーズを持った「個」として完全に認める社会全般の政策と議論が形成されてこそ、その土台で移民女性もニーズを持った「個」として政治参加、社会参加が可能だと考える。韓国の結婚移民女性の場合のように再生産的寄与を前提とした包摂もその限界があることが、本研究からは明らかになった。日本の場合、男性稼ぎ主型モデルの男性世帯主のみが充足可能な100%生産性の発揮、という理想的な市民像を破り、その代わりにニーズを持った「個」が理想的な市民像として定着することが重要だと考える。

【脚注】

- (1) Vital Statistics of Japan 2020, <https://www.e-stat.go.jp/en/stat-search/files?page=1&toukei=00450011&tstat=000001028897&year=20200&metadata=1&data=1>.
- (2) Dynamic statistics of multicultural population, Statistics Korea 2020.
- (3) 国家法令情報センター、<https://www.law.go.kr/> 법령 / 다문화가족지원법。
- (4) 「地域における多文化共生推進プラン」 総務省 2006。
- (5) Minjeong Kim (2013) が提案したこの概念は、韓国政府が結婚移民女性を市民として統合する過程で、韓国人の生物学的・文化的再生者としての役割を強調する一方、文化的同化政策を通じて彼らの「他者性」を浮き彫りにする過程を捉えている。
- (6) 以下、括弧内にインタビュー日を提示する。
- (7) <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000147>。
- (8) <https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EA%B5%AD%EC%A0%81%EB%B2%95>。

【参考文献】

- Bloemraad, I., Korteweg, A. and Yurdakul, G. (2008) "Citizenship and Immigration: Multiculturalism, Assimilation, and Challenges to the Nation-State." *Annual Review of Sociology* 34 (1) : 153-179.
- (2006) *Becoming a Citizen : Incorporating Immigrants and Refugees in the United States and Canada*. Berkeley: University of California Press.
- (2018) "Theorising the power of citizenship as claims-making." *Journal of Ethnic and Migration Studies* 44 (1) . Routledge: 4-26.
- Choo, HY. (2016) *Decentering Citizenship: Gender, Labor, and Migrant Rights in South Korea*. Stanford, Calif.: Stanford University Press.
- Chung, EA. (2010) "Korea and Japan's Multicultural Models for Immigrant Incorporation." *Korea Observer* 41 (4) : 649-676.
- (2020) *Immigrant Incorporation in East Asian Democracies*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Han, S-M. (2004) "From the communitarian ideal to the public sphere: The making of foreigners' assemblies in Kawasaki City and Kanagawa Prefecture." *Social Science Japan Journal* 7 (1) : 41-60.
- Kashiwazaki, C. (2013) "Incorporating immigrants as foreigners: Multicultural politics in Japan." *Citizenship Studies* 17 (1) : 31-47
- Kamiya, H. and Lee, CW. (2009) "International marriage migrants to rural areas in South Korea and Japan: A comparative analysis." *Geographical review of Japan series B* 81 (1) : 60-67.
- Kim, I. and Vang, ZM. (2020) "Contending with neo-classical patriarchal bargain: Filipina marriage migrants' negotiations for naturalization in South Korea." *Citizenship Studies* 24 (2) : 209-227.
- (2022) "Beyond political citizenship: marriage migrant women's voting practices in South Korea." *Journal of Ethnic and Migration Studies* 48 (17) : 4191-4209.
- Kim, I. (2022) To be Accepted as We Are: Multiple Identity Formation of Filipina Marriage

- Immigrants Through Jasmin Lee. In: Kim M and Woo H (eds) *Redefining Multicultural Families in South Korea*. New Jersey: Rutgers University Press, pp. 33–51.
- Kim, M. (2013) “Citizenship projects for marriage migrants in South Korea: intersecting motherhood with ethnicity and class.” *Social Politics: International Studies in Gender, State & Society* 20 (4) : 455–481.
- Kim, M. and Woo, H. (eds) (2022) *Redefining Multicultural Families in South Korea*. New Jersey: Rutgers University Press.
- Kim, Y. (2019) “Strange laws that imprison marriage migrant women.” August, 6. *Sisain*.
- Lau, RR. and Redlawsk, DP. (2001) “Advantages and disadvantages of cognitive heuristics in political decision making.” *American Journal of Political Science* 45 (4) : 951–971.
- Lee, H-K. (2008) “International marriage and the state in South Korea: focusing on governmental policy.” *Citizenship studies* 12 (1) : 107–123.
- Pak, KT. (2006) Cities and local citizenship in Japan: overcoming nationality? In: Tsuda T (ed.) *Local Citizenship in Recent Countries of Immigration: Japan in Comparative Perspective*. Lanham Md.: Lexington Books, pp. 65–95.
- Suzuki, N. (2003) “Transgressing ‘Victims’ Reading Narratives of ‘Filipina Brides’ in Japan.” *Critical Asian Studies* 35 (3) : 399–420.
- (2017) Postcolonial desires, partial citizenship, and transnational ‘un-mothers’: contexts and lives of Filipina marriage migrants in Japan. In: *International Marriages and Marital Citizenship*. Routledge, pp. 121–139.
- Tilly, C. (1998) *Durable Inequality*. Berkeley: University of California Press.